

令和7年2月10日

静岡県経済産業部長 村松 毅彦 様

静岡県森の力再生事業評価委員会

委員長 小南 陽亮

「静岡県もりづくり県民税条例」及び「静岡県森の力再生基金条例」に基づいて静岡県が実施した「森の力再生事業」の第2期計画の中間検証・評価結果及び提言は、下記のとおりです。

記

1 検証・評価結果

(1) 事業の執行

ア 対象

平成28年度から令和5年度に事業を実施した1,102箇所、面積8337.71ha

イ 結果

関係者の適切な連携及び事業運用のもと森林整備が概ね順調に進められていることから、いずれも適正に執行されており、公益的機能を持続的に発揮させるという事業目的にかなう効果が期待できると評価します。

(2) 事業の効果

ア 対象

平成28年度から令和2年度に事業を実施した735箇所、面積5,613.51ha

イ 結果

すべての整備地で、「森の力」は「順調に回復」もしくは「今後、回復が見込まれる」ことから、計画どおりに整備効果が発揮されると評価し、森林（もり）づくり県民税が効果的に活用されていると判断します。

2 今後の荒廃森林の再生への提言

今後の荒廃森林の再生への提言として、次のような取組を求めます。

(1) 「森の力」の回復に必要な森林整備の継続

荒廃森林については、伐採や倒木の処理、繁茂した竹の除去など、森林の有する公益的機能が発揮され、「森の力」の恩恵を多くの県民の皆様が享受出来るよう、引き続き、森林整備に取り組んでください。

特に、緊急に整備する必要性のある荒廃森林の再生は、広域的な観点で有する県が主体となって取り組んでください。

(2) 「森の力」の持続的な発揮に向けた取組

健全な森林が持つ「森の力」が、今後も持続的に発揮されるよう、県民全体に対し、森林を適正に管理するよう促してください。

また、森林整備の担い手の育成や伐採木の利活用、獣被害対策の強化など、幅広い施策と一体的に推進するとともに、市町や民間等と協働し、継続的な森林管理に努めてください。

これまでに実施した「森の力再生事業」において、「森の力」が回復された森林は、その効果を持続的に発揮されるよう維持管理に努めるとともに、「森の力」の回復に関する取組を県全体に普及して、「森の力」の持続的な発揮に向けた森林整備を推進してください。

(3) 「森の力」の回復に対する理解の深化

緊急的な整備を必要とする荒廃森林の再生には、県民の理解と協力がなくてはなりません。

併せて、荒廃森林を有する森林所有者と整備を実施する整備者及び行政間で共通の理解を持つことが重要です。

これまで実施してきた「森林（もり）づくり県民税」を財源とした森の力再生事業の取組によって得られた様々な波及効果をソーシャルメディア等を活用して、幅広い世代に積極的に情報発信するとともに、関係者間で「森の力」の回復の推進に必要な情報を共有し、理解を深める取組を充実させてください。

(4) 新たな荒廃森林への対応

令和5年度に実施された森林調査の結果、新たに確認できた荒廃森林について、その再生に取り組んでください。